

株式会社愛和 葛飾営業所 重要事項説明書

1. 事業所の名称及び所在地

名称 株式会社愛和 葛飾営業所
所在地 〒124-0021 東京都葛飾区細田 4-29-2
電話番号 03-6458-9871
事業者番号 1372204469
サービス種別 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

2. 営業日及び営業時間

営業日 月曜日から金曜日（祝祭日を含む）
休業日 土曜、日曜日（8月11日～12日、12月29日～1月3日）
営業時間 午前8時30分～午後5時30分まで
連絡体制 営業時間外は、留守番電話等により対応致します。

3. 通常の事業の実施地域

葛飾区、江戸川区、足立区、墨田区、江東区、台東区、荒川区
※上記地域以外の方でもご相談に応じます。

4. 従業員の職種、員数及び職務内容

- ・管理者 1人（常勤職員、介護職員兼務）

管理者は事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- ・看護師 4人（常勤職員3人、非常勤職員1人）

バイタルチェックをもとに（介護予防）訪問入浴介護等の提供における最終決定を行うと共に入浴介助を行う。

- ・訪問入浴介護員 5人（常勤職員5人）

訪問入浴介護員等は、（介護予防）訪問入浴介護の提供にあたる。

- ・事務職員 1人

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

5. 利用料について

（介護予防）訪問入浴介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証の割合に準ずる額とする。

【基本料金】

	1単位あたり11,40円	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
介護給付	訪問入浴介護	1,266単位	1,444円	2,887円	4,330円
(1回)	清拭又は部分浴	1,139単位	1,299円	2,597円	3,896円

予防給付 (1回)	介護予防訪問入浴	856単位	976円	1,952円	2,928円
	清拭又は部分浴	770単位	878円	1,756円	2,634円

【その他加算】

		単位数	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	1月につき	200単位／月	228円	456円	684円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	いずれかにつ いて1回につき	44単位／回	51円	101円	151円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		36単位／回	41円	82円	123円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		12単位／回	14円	28円	41円

	加算区分	処遇改善加算の単位数	利用料
介護職員等処遇 改善加算	加算区分 (Ⅰ)	ご利用総単位数×10.0% ※1単位未満の端数は四捨五入	左の単位数×1単位の単価 10割分の額から負担割合に応じた額

6. 通常の事業の実施地域を越える場合の交通費について

通常の事業の実施地域を越えて行う（介護予防）訪問入浴介護を提供する際も交通費は徴収していません。

7. 秘密保持

利用者及びその家族の個人情報、あらかじめ文書にて同意を得ない限り、サービス担当者会議等において用いません。

8. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者（地域包括支援センター）等に連絡するとともに必要な措置を講じます。

9. 感染症対策

事業所は、感染症等の発生及びまん延防止等に関する取り組みの徹底を図ることを目とし、以下の措置を講じます。

- ① 感染症等予防・防止の方針を定めます。
- ② 感染症等予防・防止に関する委員会を設置・開催を実施します。
- ③ 周知・研修・訓練を実施します。

10. サービス内容に関する相談・苦情窓口について

事業所 苦情・相談窓口担当(管理者:大野 悟)

電話番号 03-6458-9531

受付時間 月曜日～金曜日（午前8時30分～午後5時30分）

（土、日曜日、8/11～12、12/29～1/3を除く）

その他の苦情・相談窓口

受付時間 月曜日～金曜日（午前8時30分～午後5時00分）

葛飾区	介護保険課	03-3695-1111 (代)
足立区	介護保険課事業者指導係	03-3880-5111 (代)
江戸川区	福祉部介護保険課指導係	03-5662-0892 (代)
墨田区	介護保険課	03-5608-6924 (代)
江東区	福祉部介護保険課なんでも相談係	03-3647-9099 (代)
台東区	介護保険課	03-5246-1257 (代)
荒川区	介護保険課	03-3802-3111 (代)

東京都国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

電話番号 03-6238-0177

受付時間 午前8時30分～午後5時00分（土日祝日を除く）

11. 虐待防止に関する相談窓口

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待防止の為、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の以下の措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者の選定
- ② 虐待防止等のための対策を検討する委員会を設置し、定期的な委員会開催及びその結果について従業者への周知
- ③ 成年後見制度の利用支援
- ④ 苦情解決体制の整備
- ⑤ 従業者に対する虐待防止の啓発・普及の為の研修の実施
- ⑥ 身体拘束実施の際の記録

虐待防止責任者:事業責任者 鹿島 亮

電話番号 03-6458-9871